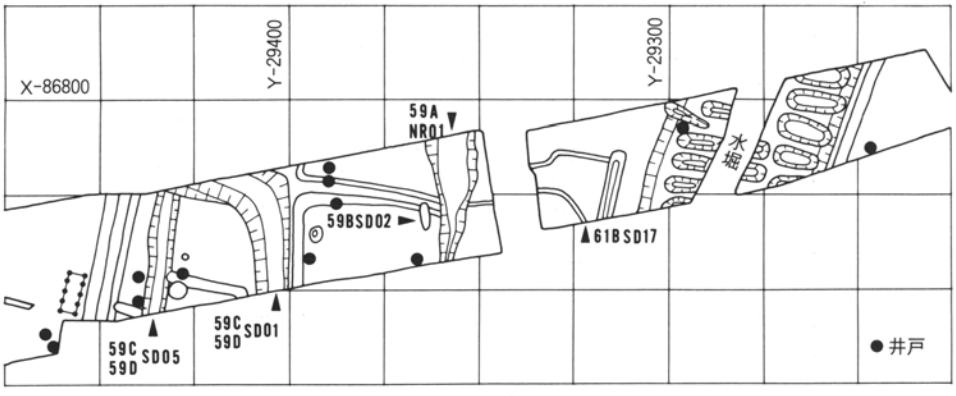
清洲城下町遺跡出土の墨書木製品について

梅　本　博　志

1．はじめに

清洲は、織田信長の居城地として知られているが、中世においても、尾張の守護所が置かれたこの地方の中心的都市であり、また、信長没後も、次男の信雄、豊臣秀次、福島正則、松平忠吉ら、豊臣、徳川政権下の有力大名が次々と居城し、慶長年間の名古屋築城直前においては、尾張地方のみでなく、全国屈指の「城下町」となっていた。

この清洲城とその城下町の調査は、昭和57年から継続的に実施され(1)、総数200点近い墨書木製品が出土している。これらは、質的にも良好な資料群と思われ、とりあえず、今年度で一応終了した環状2号線関係の調査の出土品について、その概要を報告したい。



遺　構	時期	規　模	概　要
自然流路 59A　NR01	Ⅱ	――	59C・DSD01～61A・BSD01（水掘）間に広がる自然流路（沼沢地）。Ⅱ－2期の段階で盛土が行なわれ、その結果、59C・DSD01、61A・BSD01が「溝」として確定し、59A NR01も「溝」として利用される。木簡類の出土した植物遺体層は、この盛土より下位に形成されたものであり、出土品はⅡ－1段階のものと考えられる。
溝 59B　SD02	Ⅱ－2	幅　2.0m 深さ　1.0m	Ⅱ－2期の溝59A　SD05よりさらに新しい、「土坑」とした方がよいかもしれない。
溝 59C　SD01 59D　SD01	Ⅱ	幅　15m 深さ　1.3m	発掘区の北端で、南北方向から東西方向へほぼ直角に折れ曲がる大溝で、西側では護岸用の柵列もみられた。上層は近世に到るまで水田として利用されている。
溝 59C　SD05 59D　SD05	Ⅱ－1	幅　5.0m 深さ　0.8m	南北方向の溝、西側では木と竹を格子状に組んだ護岸柵を検出。木簡類の他に底部に「上せん」等と墨書し、さらに穿孔を施した土師皿等が出土。
溝 61B　SD17	Ⅱ－1	幅　1.5m 深さ　0.3m	東西から南北方向へゆるく弯曲する浅い溝で、自然の小流路の可能性もある。Ⅱ－2期の盛土により埋没する。

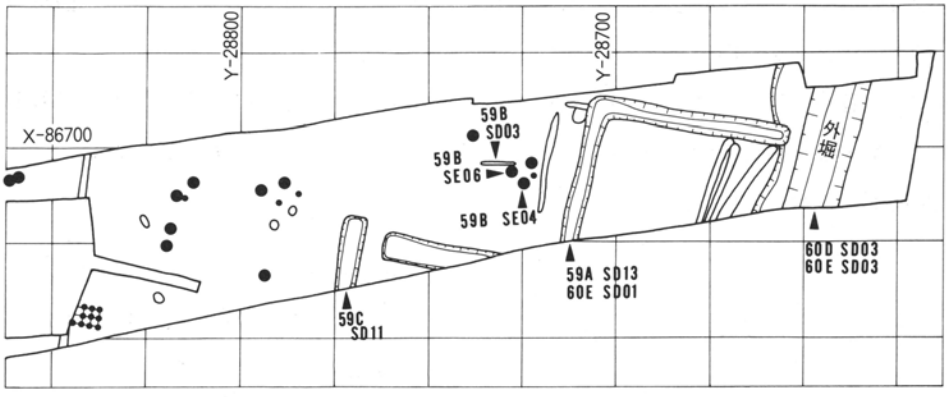
第1図　墨書木製品の出土した遺構（神明町地区）

2．墨書木製品の出土した遺構

清洲城下町遺跡の遺構、遺物群は、大きく三時期に区分することができる。この遺構群のうち、13C～14Cを中心とするⅠ期、及び17C以降のⅢ期については、墨書木製品の確実な出土例がなく、従って今回紹介する資料は概ね15C末～17C初頭にかけてのⅡ期、即ち、「城下町」の時代に属するものである。

Ⅱ期の遺構群は、大規模な盛土整地層の存在等から前後２小期の区分が可能であるが、その分布は一様ではなく、後半(Ⅱ－２)期の遺構が調査地点のほぼ全域に展開するのに対し、前半(Ⅱ－１)期の遺構は、朝日西地区では、ほとんど確認することができない。

これらの遺構群と、文献等による年代の対応関係は、明確にはし得ないが、Ⅱ－２期遺構群の終末は慶長15年(1610)の「清須越」が、また、Ⅱ－１期からⅡ－２期への移行は、織田信雄が清洲にその居城を移した天正十四年(1586)前後が考えられ、60年度調査で出土した「天正十四」の紀年銘のある丸瓦もその傍証とすることができる。Ⅱ－１期の開始については、出土遺物等から、15C末頃の年代を考えることができよう。



遺　構	時 期	規　模	概　要
溝（外堀） 60D SD03 60E SD03	Ⅱ－２	幅　15ｍ 深さ 2.5ｍ	城下町期の遺構群の東限を画し、清洲城の「外堀」に比定される大溝。
溝 59A SD13 60E SD01	Ⅱ－２	幅　6.0ｍ 深さ 1.2ｍ	南北方向から東西方向へほぼ直角に折れ曲がり、外堀の直前で終了する大溝、寺社地を画する溝と推定され、木簡類の他に、「文禄弐年」の墨書のある碗も出土。
溝 59B SD03	Ⅱ(?)	幅　1.8ｍ 深さ 1.2ｍ	性格不明、位置関係から、59B SE04、SE06に関係する可能性もある。
溝 59C SD11 59D SD11	Ⅱ－２	幅　7.0ｍ 深さ 0.9ｍ	外堀(60D･E SD03)と平行し、屋敷地を画すると思われる大溝、東西方向の大溝(59B･D SD14)で画される方形の地割内には、寺社の存在が想定される。
井　戸 59B SE04	Ⅱ－２	径　3.0ｍ (桶　組)	笹塔婆４点の他に、井戸廃棄の際の儀礼に伴うと考えられる完形の水滴２点、人形、小柄、永楽通宝等が出土。
井　戸 59B SE06	Ⅱ－２	径　1.6ｍ (内部構造不明)	花押のある木簡の他に、漆塗の箸、石硯等が出土。

第２図　墨書木製品の出土した遺構（朝日西地区）

3．墨書木製品とその分類

城下町遺跡出土の墨書木製品については、機能、形態等から大きく５類に区分し得た。

第Ⅰ類　中世木簡

いわゆる狭義の「木簡」であり、その形態から「板材」と「札材」に区分した。

(1)　板材　方形の材を使用するもの。木目の方向に文字を記したもの(縦板材)と木目に直交する方向に文字が記され、横長の材として用いられたもの(横板材)がある。

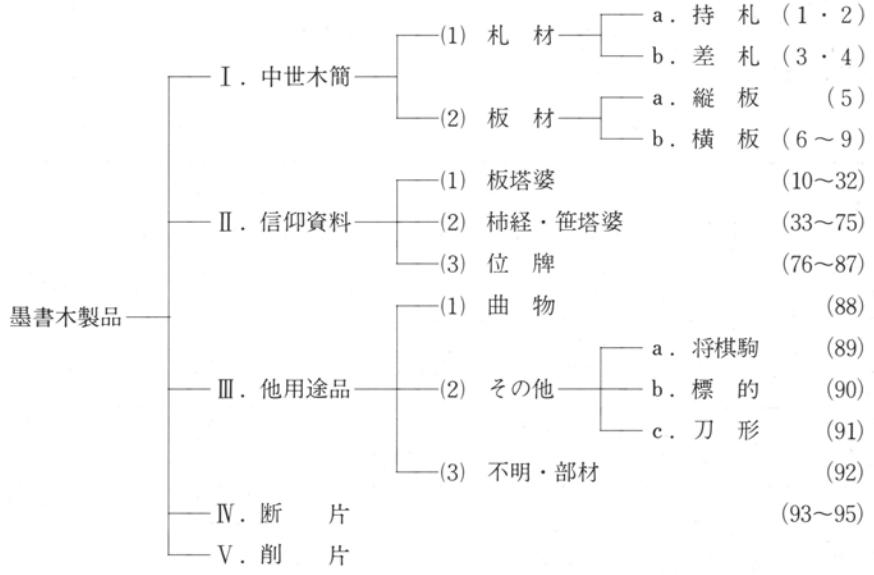
(2)　札材　長方形、又は端部を圭頭とするもの(持札)とさらに下端を串状とし、地面等に差し込むことを意図したもの(差札)がある。また、頭部に穿孔、又は切れ込みを加え固定できる様にしたもの(付札)の存在は当然予想されるが、出土例はなかった。

第Ⅱ類　信仰資料

形態、記載内容から信仰生活に関係すると思われるもの。仏教関係のものがほとんどであり、いわゆる「呪符」に属するものはみられなかった。

(1)　笹塔婆・柿経　薄板に経文を筆写したものを「柿経」、六字名号等を記したものを、「笹塔婆」とするのが一般的であるが、小片では判断し得ないものも多い。幅３cm前後の柾目材を用い、上端が確認できたものは、全て圭頭となっている。

(2)　板塔婆　死者の墓標あるいは供養塔として作成されたものであり、頭部を五輪形とする。幅８cmを超える大型のものが全て柾目材を使用しているのに対し、それ以下では、板目材が多くなっている。



第１表　墨書木製品とその分類

(3) 位　牌　葬送儀式における死者の依代、あるいは、追善の祈念の対象として作成されたもの。上端を平頭又は圭頭とし、下端は串状とする。墓地へ安置した「野位牌」と考えられるものである。

第Ⅲ類　他用途品

用途が明らかな墨書木製品のうち、Ⅰ・Ⅱ類以外のもの。また、用途不明品のうちでもⅠ・Ⅱ類に属するとは考えられないもの。曲物への墨書の様に、その内容物を示したもの、あるいは、将棋の駒のように、その機能の為に、必然的に文字を伴うものの他に、木製品の部材と考えられるものも含めた。

第Ⅳ類　断　　片

破損等で原形を留めず、また記載内容等からもその用途が推定し得ないもの。

第Ⅴ類　削　　片

本体の二次的使用のために、削り取られた破片、その意味で、本体の一部である「断片」とは区分した。城下町例では、同一個体から削り取られたと思われる３例のみである。

形態			調査地区	神明町地区					朝日西地区						出土点数		比率(%)
			発掘区・遺構	59A NR01	59B SD02	59C 59D SD01	59C 59D SD05	61A 61B SD17	59A SD13 60E SD01	59B SD03	59B SE04	59B SE06	59C 59D SD11	60D 60E SD03			
			時期	Ⅱ-1	Ⅱ-2	Ⅱ	Ⅱ-1	Ⅱ-1	Ⅱ-2	Ⅱ(?)	Ⅱ-2	Ⅱ-2	Ⅱ-2	Ⅱ-2			
Ⅰ	(1)札材	a 持札			1(1)	1 (1)									2 (2)		
		b 差札						1 (1)						1 (1)	2 (2)		
	(2)板材	a 縦板	1 (1)												1 (1)		
		b 横板			5 (2)								7 (2)		12 (4)	17 (9)	10.0
Ⅱ	(1)板塔婆		1		1		1 (1)	23 (18)					2 (2)		28 (23)		
	(2)柿経・笹塔婆		66 (26)	1					2 (2)	4 (4)			16 (11)		89 (43)	129 (78)	75.9
	(3)位牌		1 (1)										11 (11)		12 (12)		
Ⅲ	(1)曲物													1 (1)	1 (1)		
	(2)その他	a 将棋駒	1 (1)												1 (1)		
		b 標的	4 (1)												4 (1)		
		c 刀形			1 (1)										1 (1)		
	(3)不明・部材												1 (1)		1 (1)	8 (5)	4.7
Ⅳ	断片		6 (1)									1 (1)	6 (1)		13 (3)		7.6
Ⅴ	削片		3												3		1.8
計(点数)			83 (12)	1	8 (4)	1 (1)	1 (1)	24 (10)	2 (1)	4 (1)	1 (1)	43 (22)	2 (2)	170 (95)			100.0

()内は釈文を掲載した点数

第２表　墨書木製品の形態と遺構別出土点数

4．出土品の概要

墨書木製品の分類に基づき、各類形毎に出土品の概要を記したい。

第Ⅰ類　中世木簡

(1)　札　材

持札 (1)　神明町　59C　SD05

五角形の札材に花押を記し、反対面に年号、日付を入れたもの。年号は、共伴遺物の年代観からみると、永正(1504～21)の可能性が高い。花押は、いわゆる「足利様」であり、この年代観と矛盾しない。

持札 (2)　神明町　59C　SD01

墨書の意味は不明。ただし、形態は、朝倉氏遺跡[2]例で「香札」、草戸千軒町遺跡[3]例で「闘茶札」などに比定されているものに類似する。

差札 (3)　朝日西　59E　SD01

墨書は、串状の材の上半部に限定されており、下端を地中に差し込んで使用したものと思われる。「かちや町」は、文禄３年(1594) ２月に実施された清洲町奉行３人による「家改」[4]にみられる「鍛治屋町」に比定されるものである。また「十六間三尺六寸」は、町並の奥行を示すものと推定され、従って、本製品は、城下町の地割に際し、「かちや町」の範囲を表示したものと考えることができよう。また文頭の「六」は、明らかに異筆であり、同様の製品が複数あったことを示唆するものである。あるいは、町割施行に際し、各工事担当者の分担を現地で表示したものか。

差札 (4)　朝日西　60E　SD03(外堀)

墨書は(3)と同様、上半に限定される。文字は墨痕ではなく、材の盛りあがりとして確認されるのみであり、相当期間屋外に露呈していたものと思われる。小牧町は、やはり、「家改」にみられる「こまき町」のことと考えられ、「鍛治屋町」と共に、奉行の一人、日比野下野の家改担当地区に含まれている。

(2)　板　材

縦板 (5)　神明町　59A　NR01

板材の表裏両面に、「久罷」「仕候」等、書簡の文言らしきものをくり返し記す。板材の本来の用途は不明であるが、転用し、習書に用いたものと考えられる。

横板 (6)　朝日西　59D　SD11

木目に直交する方向に、漢字・仮名交じりの文を10行にわたり記したもの。文体から書簡とも考えられるが、一般の書簡に板材を使用したとは考えられず、下書の類か。また、文中の「憑」等の文字に注目するならば、一種の祈願文とも考えられる。

横板 (7)　朝日西　59D　SD11

小片であり、不明部分も多いが、数字とともに、「分」、「文」らしき文字もみられ、(6)とは、横板材という共通性があるものの、その性格を異にすると考えられる。草戸例にみられる様な、商取引関係の帳簿類か。

横板 (8)　神明町　59D　SD01

人名らしきものを列記する。草戸例では、折敷に三人の名前を列記したものがあり、柾目の薄板材への人名列記という点では共通する。

横板 (9)　神明町　59D　SD01

一字のみの記載、材は原形を保つ。

第Ⅱ類　信仰資料

(1)　板塔婆

板塔婆 (10)　神明町　59A　NR01

板塔婆の下部、右辺は原形を保つか。

板塔婆 (11)　神明町　59D　SD01

左右は整形されているが、上下両端は原形を留めていない。非常に小型ではあるが、一応板塔婆と考えた。

板塔婆 (12)　神明町　61B　SD17

独特の書体から、法華宗系と考えられる。盂蘭盆会の際の供養に用いたものか。

板塔婆 (13)～(30)　朝日西　59A　SD13、60E　SD01

総数18点のうち、(30)は60E区内より単独で、他は59A区内より重なり合った状態で出土。59A区内の一括出土品の中には、墨痕は有しないが、その形状から、明らかに板塔婆と考えられるものも５点認められた。規格は大小様々であるが、頭部を確認し得たものは、全て五輪状となっており、頭部を基準に、墨書の無いものも含め、その個体数を復元すれば、18本となる。

このうち、(13)～(19)及び(14)、(15)の断片と考えられる(20)、(21)は、その規格、書式、字体が共通するものであり、いわゆる「七本塔婆」と考えられるもの[5]である。

また、(23)の裏面には、(22)の文言の一部が逆文字となって写っており、両者が同時に作成されたものであることを示している。

板塔婆 (31)、(32)　朝日西　59D　SD11

いずれも中型の板塔婆であるが、頭部の形状は不明。(32)は、日付から盂蘭盆会の供養に用いられたものか。

(2)　柿経・笹塔婆

柿経・笹塔婆 (33)～(58)　神明町　59A　NR01

自然流路中の植物遺体層よりの出土品。供養が終わった後の柿経を水辺に流したものか。用材、及び筆跡が同一と思われるものは少ないが、筆写された経典は、確認し得たものは、全て法華経であった。

笹塔婆 (59)、(60)　朝日西　59D　SD11

共に六字名号を記したものと考えられるが、筆跡などは全く異なる。

柿経・笹塔婆 (61)～(71)　朝日西　59D　SD11

溝中より、多量の人、獣骨に混在する形で出土したもの。「㊮見禅定門」「かめ代」等は、いずれも供養されるべき人物か。

柿経 (72)～(75)　朝日西　59B　SE04

同一の筆跡により六字名号を記したもの。井戸廃絶時の儀礼に伴うものか。

(3)　位　牌

位牌 (76)　神明町　59A　NR01

平頭で、下端を串状とした材に、２人の名を列記したもの。裏面は上・下端部を除き、作為的に削り取られ、また、左右の側面も二次的な整形が行なわれている。

位牌 (77)～(87)　朝日西　59D　SD11

溝中よりの一括出土品、墨書された文言のうち、「灵」は「霊」の異体字。また、「久々」の語句は、呪符等にみられる「急急如律令」の「急急」からきたものと考えられ、発掘例では確認し得なかったが、民俗例では、「久々如律令」と記す例[6]も知られている。(82)にみられる「㊮見禅定門」は、笹塔婆(60)と同一人物か。(86)の「念三日」は「廿三日」の意。

第Ⅲ類　他用途品

(1)　曲　物

曲物側板 (88)　朝日西　60D　SD03

側板の外面にその内容物及び量を表示したもの。曲物は、復元すれば、高さ98㎜、径100㎜、容積は770㎖程となる。砂糖は、当時南蛮貿易の輸入品であり、贈答品としても珍重されていたことが知られており[7]、本例もその様な際の容器として用いられたものか。

(2)　その他

将棋駒 (89)　神明町　59A　NR01

彫り込みはなく、墨書のみの駒「歩兵」。

標的 (90)　神明町　59A　NR01

一辺が10.3cm(３寸５分)の正方形の材に対角線を針書し、交点を中心に直径4.5cm(１寸

5分）の墨円を描き、対角線の方向に「上」の一字を入れる。楊弓等の標的か。

刀形 (91)　神明町　59C　SD01

一個体分と考えられる三片からなり、復元すれば、長さ32cm程の刀形となる。柄部分に「大くに□」と針書し、墨を入れる。裏面の「永□」はあるいは年号か。刀身部分には、墨で刃文を表現し、写実的に仕上げる。

部材 (92)　朝日西　59C　SD11

ほぼ同形、同大の2片を中央部の三ヵ所の小孔により、十文字に組み合わせる。用途は不明であるが、基本的には「木簡」とは考えられず、何らかの木製品の部材と思われる。

第Ⅳ類　断　　片

断片 (93)　上端の折れた札状の材に花押を記したもの。異筆部分は墨痕も薄く、文字数も特定し得ない。花押は、いわゆる「明朝体(徳川判)」に近く、持札(1)より新しい様相を呈しており、これは遺構の年代観とも一致する。

断片 (94)　朝日西　59D　SD11

原形不明、2文字の記載か。

断片 (95)　神明町　59A　NR01

原形不明、2文字の記載か。

5．まとめ

1．清洲城下町遺跡出土の墨書木製品は、塔婆、柿経をはじめとする信仰関係資料が最も多く、全体の¾(78点)を占めるが、これは中・近世木簡の一般的な傾向でもある。

しかし、その一方、「蘇民将来」札をはじめとする、いわゆる「呪符木簡」が全くみられないこと。また、「付札」の類が確認されないなど、他の中・近世遺跡とは若干異なる状況もみとめられる。

2．さらに、草戸千軒町遺跡例では、全体の92%を占める削屑が、城下町例では、わずか1.8%(3点)しか認められないことも特筆されよう。これは、草戸例でいう、101、103、143の各型式、即ち、表面を削って再利用した木簡類が、城下町例では全くみられないことと対応すると考えられる。

しかし、こういった多量の削屑類と、その母体となった再利用痕のある木簡類は、朝倉氏遺跡例などでは、報告されておらず、この相違は、その記載内容とも相俟って、港町あるいは市場町として発達した前者と、政治的都市として機能した後者との、「集落」としての性格の相違に由来するとも理解されよう。

3．木簡類のうち、花押と年号のある持札(1)については、ほぼ同形・同大で、花押と「天文十七」の年号を有するものが、沓掛城遺跡[8]より出土している。これは、その記載要素

から、何らかの「証明」に使用したと考えられるものであり、「入会地への立入許可証」[9]とされている道場田遺跡[10]例、馬場屋敷遺跡[11]例との類似性を指摘することができよう。

また、町名を記した差札(3)、(4)は、城下町の地割実施時に使用されたものと考えるならば、若宮大路側溝中より出土し、公共事業を御家人に分担奉仕させた当該地点を表示したものと理解されている北条泰時、時頼邸跡[12]出土例との共通性を見出すことができよう。いずれも、今後類似資料の増加をまって、改めて検討したい。

4．本稿では、環状2号線関係の調査の出土品のうち、一文字でも釈読し得たもの全てを記載した。しかし、今年度よりはじめられた五条川河川改修関連の調査においても、既に何点かの墨書木製品があり、これらについては、後日改めて報告したい。

5．墨書の釈読にあたっては、奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部加藤優氏の全面的な御指導を得た。また、図版等の作成にあたっては、鈴木規子氏の協力を得た、記して感謝したい。

〔注〕

(1) 清洲城下町遺跡の調査は、五条川を境とし、東側を「朝日西遺跡」の名称で昭和57年から、西側を「清洲城下町遺跡」の名称で、昭和59年からそれぞれ継続的な調査を実施してきた。しかし、両者とも、清洲城を中心とする城下町の一画であり、本稿では、両者を合わせて「清洲城下町遺跡」として取り扱った。また、神明町地区をはじめとする城下町遺跡の地区割については、本年報「調査の概要・清洲城下町遺跡」を参照されたい。
(2) 福井県福井市朝倉氏遺跡
(3) 広島県福山市草戸千軒町遺跡
(4) 『駒井日記』文禄三年二月十七日条
(5) 参考文献清洲城下町遺跡(b)
(6) 難波俊成「物忌札」(『日本仏教民俗基礎資料集成4』1977)
(7) 『信長公記』には、天正8年(1580)に、長曽我部氏が砂糖三千斤を信長に献上した旨の記載がみられる。
(8) 愛知県豊明市沓掛城遺跡
(9) 志田原重人「出土の文字資料からみた中世庶民生活の一面」(『木簡研究』第8号1986)
(10) 新潟県白根市馬場屋敷遺跡
(11) 静岡県焼津市道場田遺跡
(12) 神奈川県鎌倉市北条泰時・時頼邸跡

〔参考・引用文献〕

朝倉氏遺跡　福井県教育委員会「朝倉氏遺跡発掘調査報告Ⅰ」(1979)
草戸千軒町遺跡　(a)広島県草戸千軒町遺跡調査研究所「草戸千軒－木簡－」(1982)
(b)志田原重人「草戸千軒町遺跡出土の木簡」(『木簡研究』第3号 1981)
沓掛城遺跡　豊明市沓掛城址発掘調査団「沓掛城第四次発掘調査報告書」(1985)
道場田遺跡　焼津市教育委員会「道場田遺跡・小川城遺跡」(1984)
馬場屋敷遺跡　川上貞雄「馬場屋敷遺跡出土の中世木簡と呪術資料」(『日本歴史』441号 1985)
北条泰時・時頼邸跡　馬淵和雄「中世鎌倉若宮大路出土の木簡」(『日本歴史』439号 1984)
清洲城下町遺跡　(a)遠藤才文・小澤一弘「人・獣骨類の出土した大溝」(『年報昭和60年度』愛知県埋蔵文化財センター 1986)
(b)服部哲也「朝日西遺跡の紀年銘資料及び共伴遺物」(『年報昭和60年度』愛知県埋蔵文化財センター 1986)

68　十一月
笹塔婆　(56)×(23)　柾目

69　□□〔月十カ〕
□□
笹塔婆　(25)×(20)　柾目

70　南×
笹塔婆　(30)×28　柾目

71　□弥陀〔阿カ〕×
笹塔婆　(57)×(25)　柾目

朝日西　59B　SE04

72　南無阿弥□×
笹塔婆　(90)×29　柾目

73　×無阿弥陀佛
笹塔婆　(93)×29　柾目

74　×無阿弥陀×
笹塔婆　(83)×(15)　柾目

75　×阿弥陀×
笹塔婆　(57)×29　柾目

(3)　位　牌

神明町　59A　NR01

76
・「□□〔定治カ〕
長□□　御れうこんさま
・「□□　お□
位牌　(132)×(15)×1.5　柾目

朝日西　59D　SD11

77　「三界萬霊有縁無縁」
位牌　195×29×2　柾目

78　「物故妙連禅尼」
位牌　195×27×2　柾目

79　「物故者八郎殿十月十五日」
位牌　210×30×1.5　柾目

80　「今次久々　〓位」
位牌　200×29×2.5　柾目

81　「□寂玄□公　〓位」
位牌　205×28×2　柾目

82
・「物故□〔宗カ〕見禅定門」
・「梅月浄白」
位牌　187×27×2　柾目

83　「皈寂斤公慶公久々〓位」
位牌　191×27×2　柾目

84　「皈真□□うそ久々〓位」
位牌　196×26×2　柾目

85　「お次うそ久々〓位」
位牌　203×27×2　柾目

86　「源八郎おなへ久々八月念三日」
・位牌　240×30×1　柾目

87
・「皈真仙天宗白禅定門〓位」
・「□〔寂カ〕六日」
位牌　240×26×1.5　柾目

釈文の記載及び符号については、木簡学会編「木簡研究」の記載例に従った。

(2)　柿経・笹塔婆

神明町　59A　NR01

33　「羅頻婆羅□
柿経　(82)×(14)　枠目

34　「□〔薩説カ〕□大□
柿経　(98)×(23)　枠目

35　「娑婆世界□〔他カ〕□
柿経　(82)×(10)　枠目

36　「能持是経者
柿経　(100)×(13)　枠目

37　「縁果□〔報生處カ〕□
柿経　(93)×(18)　枠目

38　「又□佛□〔轉カ〕〔子カ〕□
柿経　(55)×32　枠目

39　「□〔尒カ〕□
柿経　(72)×(25)　枠目

40　□□皆六種□〔動カ〕」
柿経　(155)×32　枠目

41　□□咒日〔説カ〕
柿経　(38)×(23)　枠目

42　□〔須カ〕
柿経　(14)×(14)　枠目

43　□求聲
柿経　(32)×(16)　枠目

44　□□□〔滿カ〕
柿経　(30)×(14)　枠目

45　□具足六□
柿経　(46)×(15)　枠目

46　人
柿経　(29)×(14)　枠目

47　□實相□□
柿経　(51)×(10)　枠目

48　□一乘
柿経　(27)×(8)　枠目

49　□者□□曽□
柿経　(52)×(6)　枠目

50　目皆令
柿経　(31)×(13)　枠目

51　□□国〔彼カ〕
柿経　(61)×(21)　枠目

52　□□〔合カ〕
柿経　(19)×(6)　枠目

53　「無量衆所尊　為□
笹塔婆　(136)×(34)　枠目

54　□×〔南カ〕」
笹塔婆　(28)×(21)　枠目

55　南無□×
笹塔婆　(61)×29　枠目

56　・□妙法□〔無カ〕〔蓮カ〕
・『め□』
笹塔婆　(83)×(24)　枠目

57　・□□□□□〔七十カ〕
・『　□　□□□』(別筆)
笹塔婆　(121+53)×(23)　枠目

58　ゐ(梵字)
笹塔婆　(24)×27　枠目

朝日西　59B　SD03

59　×無阿弥陀佛
笹塔婆　(104)×(29)　枠目

60　□無阿弥
笹塔婆　(23)×(22)　枠目

朝日西　59D　SD11

61　「浄終□□□
柿経　(106)×(29)　枠目

62　□□須弥山幢上
柿経　(78)×(26)　枠目

63　沙
・　柿経　(21)×(19)　枠目

64　□□〔佛カ〕
柿経　(93)×(109)　枠目

65　「常長田ク丘公於仏満
笹塔婆　(156)×29　枠目

66　□見禅定門□□〔宗カ〕
笹塔婆　(155)×31　枠目

67　×かめ代四月二日
笹塔婆　(109)×30　枠目

22
・「□（梵字カ）　水菊在月手□（美花香カ）□□□衣　七□
　□□□□（龍カ）
・「□（梵字カ）
板塔婆　(630)×115×1.8　柾目

23
・「五蘊本来空　一撃□（忘カ）所知　造伏以
　三世一切□□観□
　若人欲了知七□□於此□□
・「□「水菊在月□（手カ）」（逆字）
板塔婆　(626)×99×2　柾目

24
「[梵字]　若人欲了知　三世一切佛
　三界唯心造　應観法界性矣
為道西□（禅定門カ）□□七□□
　慶長□□
板塔婆　(723)×95×5　柾目

25
「南□（無カ）大日×
板塔婆　(312)×76×1.2　板目

26
「[梵字]　南無□（大カ）□□×
板塔婆　(440)×124×2.0　柾目

27
「南無大日観世音
板塔婆　(552)×97×2　柾目

28
□（門カ）□□
五月十五日　白」
板塔婆　(476)×90×1.4　柾目

29
□□□之□□□□□慶長□×
板塔婆　(203)×(23)×1　柾目

30
・「南無阿弥陀佛　光明遍照十□（方カ）
　念佛衆生□　×
・「南無阿弥陀□（佛カ）
板塔婆　(150)×39×1　柾目

朝日西　59D　SD11

31
×無大悲観世音
板塔婆　(178)×65×3　板目

32
罪為お多美□也七月十四日」
板塔婆　柾目

第Ⅱ類　信仰資料

(1)　板塔婆

神明町　59A　NR01

10　×□□七月……□（葬也カ）（日カ）

板塔婆　(86+37)×42×2　柾目

神明町　59D　SD01

11　□□□□□□為」（梵字）

板塔婆　(150)×25×2　板目

神明町　61B　SD17

12　×無妙法蓮華経□聡寿出儀罪障
　　不復受　　七月

板塔婆　(724)×(66)×2　柾目

朝日西　59A　SD13・60E　SD01

13　「五蘊本来空　今地上□　□□□
　　□是□□　…　…右志者×　□×

板塔婆　(344+53+155)×85×1.5　柾目

14　「帰依佛法僧　是不□□
　　□如□

板塔婆　(380)×85×2.5　柾目

15　「地水火風空　一切衆生
　　皆菩提□（心カ）□

板塔婆　(496)×85×2　柾目

16　「五蘊本来空　文殊大
　　十方諸□（悉カ）　右志者為浄□□□□（敬カ）
　　五月□日　白

板塔婆　(685+74)×85×1.9　柾目

17　「帰依佛法僧　南無六道
　　能化無佛　右志者為浄圓禪門　慶長四年
　　六月初七日　敬白

板塔婆　678×85×1.6　柾目

18　「地水火風空　其後當作佛
　　号名日弥勒　右志者　浄圓□□（禪門カ）
　　六月十四日

板塔婆　678×85×1.8　柾目

19　・「五蘊本来空　我此□□
　　一経其耳　右志者□□□□（慶カ）長四年
　　□月□十一日（二カ）

・「（釈文とれず）

板塔婆　678×85×1.2　柾目

20　×□志者　□□浄□□（圓カ）×

板塔婆　(163)×(49)×1　柾目

21　×□□志者□□□□

板塔婆　(221)×(65)×2　柾目

第Ⅰ類　中世木簡

(1)　札　材

神明町　59C　SD05

1．「(花押)」
　．「永□□□
　　三月八日」　持札　47×26×4.5　板目

神明町　59C　SD01

2　「三何」　持札　51×18×1.0　柾目

朝日西　60E　SD01

3　「かちや町
　『六』十六間三尺六寸
　　是より北　差札　291×40×2　柾目

朝日西　60E　SD03(外掘)

4．×□□小□□〔牧町カ〕
　．□□□□□小□□〔牧町カ〕　差札　318×27×2　柾目

(2)　板　材

神明町　59A　NR01

5．「久罷久罷
　□　」
　．「□□〔罷カ〕□　」　縦板　201×(42)×2　板目

朝日西　59D　SD11

6　□ん…お…て」
　□四□□…□□〔故カ〕也
　□
　□も憑□覧ハ
　□若衆□…かとも
　□
　□けん□…□□□〔よのカ〕
　せん□…ても
　□□…□…□し
　□□□…□座候〔御カ〕　横板　(34+46)×169×2　柾目

7
　十八」
　□三□〔分カ〕
　□〔文カ〕
　□
　□
　□　横板　(15)×(72)×2　柾目

神明町　59D　SD01

8　「□
　□□〔如カ〕
　□□〔道カ〕
　如□〔肝カ〕
　□泉〔道カ〕　横板　214×(61)×1　柾目

9　「眷」　横板　189×39×1.5　柾目

第Ⅲ類　他用途品

(1)　曲　物

88　「白さたう
　壹斤」　曲物側板　358×98×1.5　柾目

(2)　その他

神明町　59A　NR01

89．「歩兵」
　．「金」　将棋駒　28×12×3.5　板目

90　「上」　標的　103×(51+9+28)×2.5　板目

神明町　59C　SD01

91　「大くに□」
　「永□　」　刀形　(47+150+109)×26×5　柾目

(3)　部　材

朝日西　59C　SD11

92　「□□□□□〔夫カ〕大□」　部材　210×33×4　板目

第Ⅳ類　断　片

朝日西　59B　SE06

93　□(花押)『□　』」　断片　106×26×8　板目

朝日西　59D　SD11

94　□□〔をカ〕　断片　(70)×(36)×2　柾目

神明町　59A　NR01

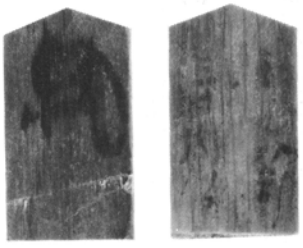
95　□□〔陰カ〕　断片　(44)×(10)×1　柾目



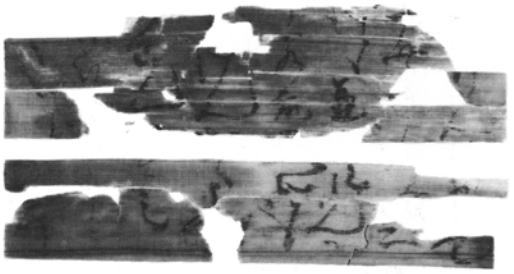
第３図　墨書木製品(1)（1・2・89のみ½）


34
31
66
65
34
36
56
72
34
53
67
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
0
15cm

第4図　墨書木製品(2)

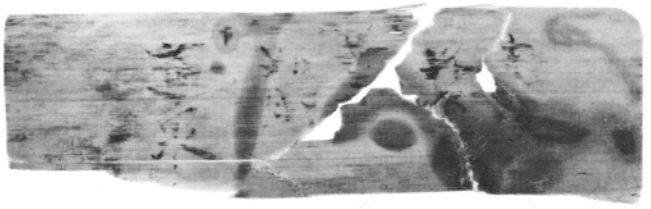

1


2


6

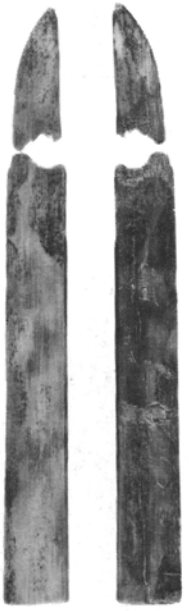

3

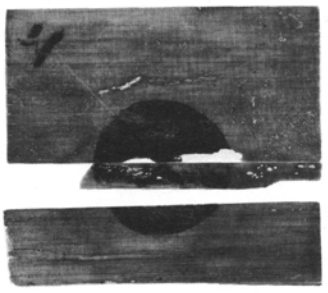
4


8


5

93




90

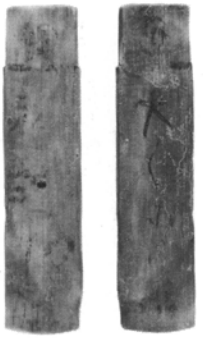

91

写真　1


17


18


19


24


61


34


65


67


53


72


77


78


82




83


86




87

写真 2